旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年４月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ＪＴＮ　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1065号　④株式会社ＪＴＮ　名古屋市中区新栄一丁目６番15号　代表取締役　小堀誠　⑤本社営業所　名古屋市中区新栄一丁目６番15号　⑥平成12年12月25日　⑦平成28年１月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ウイングライフ　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1124号　④株式会社ウイングライフ　東京都練馬区西大泉三丁目11番４号　代表取締役　吉村直敏　⑤本社営業所　埼玉県所沢市上新井三丁目57番22号　⑥平成８年４月25日　⑦平成28年３月15日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①宮崎トラベル　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３－137号　④多嶋浩二　宮崎市矢の先町69番地　⑤本社営業所　宮崎市矢の先町69番地　⑥平成17年７月20日　⑦平成27年７月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①大阪国際空港ターミナル株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－717号　④大阪国際空港ターミナル株式会社　大阪市北区角田町１番１号（東阪急ビル内）　代表取締役　岡本仁志　⑤空港営業所　豊中市蛍池西町３－555　⑥昭和47年５月29日　⑦平成28年２月29日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社トラベルサッポロ　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－264号　④株式会社トラベルサッポロ　江別市緑ヶ丘４番地の９　代表取締役　足達勢津男　⑤本社営業所　江別市緑ヶ丘４番地の９　⑥平成元年10月４日　⑦平成28年３月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社富士セービングバス（旅の散策ツアーズ）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－5450号　④株式会社富士セービングバス　東京都台東区上野六丁目１番１号　代表取締役　飯田俊宏　⑤本社営業所　東京都台東区上野六丁目１番１号（小西本店ビル９階）　⑥平成16年５月11日　⑦平成27年４月20日　⑧280万円　⑨1400万円

Ａ　①日立株式会社（四季の旅トラベル）　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1081号　④日立株式会社　西尾市戸ヶ崎一丁目２番地２　代表取締役　金山寛治　⑤栄営業所　名古屋市中区錦三丁目21－18中央広小路ビル２階　⑥平成13年６月25日　⑦平成28年３月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社エルム観光バス　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－600号　④株式会社エルム観光バス　北広島市輪厚431番地３　代表取締役　村西更新　⑤本社営業所　北広島市輪厚431番地３　⑥平成23年３月７日　⑦平成28年２月23日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①くにさきリゾート株式会社　②第３種旅行業　③大分県知事登録旅行業第３－202号　④くにさきリゾート株式会社　国東市国東町小原3204番地１　代表取締役　仲井隆幸　⑤本社営業所　国東市国東町小原3204番地１　⑥平成27年５月29日　⑦平成28年１月12日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①のりのりねっと株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6869号　④のりのりねっと株式会社　東京都千代田区岩本町三丁目10番７号　代表取締役　井川勇　⑤本社営業所　東京都千代田区岩本町三丁目10番７号　⑥平成27年１月８日　⑦平成28年３月２日　⑧60万円　⑨300万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年４月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①阪和株式会社　②大阪府知事(9)12397　③代表取締役　森一　④大阪市港区磯路１丁目４番10号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市港区磯路１丁目４番10号　阪和株式会社　代表取締役　森一

①日本毛織株式会社　②国土交通大臣(1)8233　③代表取締役　佐藤光由　④神戸市中央区明石町47番地　廃止した従たる事務所　千葉県市川市鬼高１－１－１　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦神戸市中央区明石町47番地　日本毛織株式会社　代表取締役　富田一弥